

令和元年度 第1回 青森支部評議会の概要報告

開催日時	令和元年5月31日（金）10：05～11：35
開催場所	全国健康保険協会青森支部 会議室
出席評議員	秋田谷評議員、大坂評議員、小山田評議員、木村評議員、白川評議員、高杉評議員、藤沼評議員、安田評議員（五十音順）
議題	
<p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第4回北海道・東北ブロック評議会について（報告） 2. 平成30年度 青森支部事業報告（速報）について 3. 平成29年度 青森支部医療費等データ分析について 4. 全国健康保険協会の業績に関する評価結果について（平成29年度） 5. 平成30年度 第2回 青森支部健康づくり推進協議会について（報告） 	
議事概要 （主な意見等）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>報告事項1、2について、事務局より資料に基づき説明。</p> </div> <p>●平成30年度 青森支部事業報告（速報）について</p> <p>【被保険者代表】</p> <p>最近、健保組合が解散して協会けんぽに加入するという話をよく聞くが、協会けんぽとしては加入者数が増えると何かメリットがあるのか。加入者数は多い方がよいと考えているのか。</p> <p>（事務局）</p> <p>メリットという部分では中々お答えすることは難しいですが、現在、日本年金機構において社会保険の未加入事業所に対する適用の適正化を推進していて青森支部の事業所数は平成31年2月時点で18,951社と増加傾向にあります。一方で、加入者数は平成30年10月に減少に転じて減少傾向で推移しています。</p> <p>平成31年4月1日付けの日生協健保組合の編入により、青森支部には約5,000人の加入者が増加しますが、国としては協会けんぽの保険給付費等に対する国庫金の補助が増えるためメリットと言えないと思います。支部としては、限られた人員でこれまで同様に保健事業等を進めていくという意味で、ますます密度の濃い仕事をしていかなければならないと考えていますし、そこはデメリットでなくやりがいを感じる部分として進めていきたいと考えています。</p> <p>【事業主代表】</p> <p>第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の実施状況に高血圧対策の推進とあるが、先般、新聞報道等で高血圧の基準の変更について報じられていたことは協会けんぽの取組みに何らかの影響を与えるのか。</p>

(事務局)

協会けんぽにおける高血圧症の重症化予防対策の取組みに影響を与えるものではありません。先般の報道内容ですが、日本高血圧学会が高血圧治療者に対する治療目標値を定めたもので、病気か否かを判断する診断基準は変更されていません。健診受診後に行う医療機関への受診勧奨基準についても変更ありません。

【事業主代表】

重症化予防対策の推進で受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の実績が9.05%となっている。この数値を見ると約1割の者しか受診していないのかと印象を受けるが、全国的な傾向と比べてどのように捉えているか。

(事務局)

この実績の算出方法ですが、生活習慣病予防健診を受診されて血圧等の数値が受診勧奨対象域にであった方が健診前月及び健診後3か月以内に医療機関を未受診であった場合に一次勧奨の文書を発送しており、一次勧奨文書の発送後3か月以内に医療機関からのレセプトにより受診状況が確認できた方を受診したと見なします。

ただし、医療機関を受診しても血圧に関する傷病名がレセプトに記載されない場合などは受診したと見なさないため全国平均は示されていませんが全国的な傾向ではないかと考えています。

【事業主代表】

せっかく医療機関への受診勧奨を受けているのだから、これをいい機会として生かしていただくような方向を強めていただくことが全体として大切である。

【学識経験者】

加入者を対象とした理解度調査について、調査結果はこうであったという事実が記述されているが、なぜこのような結果が出ているのかという分析は本部で行っているのか。また、支部へ分析結果の説明があったのか教えていただきたい。

(事務局)

本部からは調査結果の属性等についての資料は来ていますがご指摘いただいた分析の部分までは示されていないというのが実情です。理解度調査を開始してここ1、2年というところであり、これから経年的にデータを積み上げて深めていく内容だと理解しています。

調査結果の正確なデータ解析、並びに経年で理解度を高めていただけるような施策に結ぶ付く調査方法等について、支部として要望していきたいと考えています。

【学識経験者】

青森支部でも同様の傾向が見られるとした場合、今年度以降の広報のあり方について特に気を付けた点など現段階であれば教えていただきたい。

(事務局)

調査結果によると、保険料の費用負担は被扶養者や若年層の理解度が低いという課題が確認されています。これらの方に効果的だと考えられるSNS等を活用した発信力は、協会けんぽ全体として準備できていない部分がありますので、発信力には限界があるかと考えています。

よって、これまで同様に健康保険委員研修会、事業所訪問した際の勧奨や広報、経済5団体の情報誌を通じた発信を行い、広くご理解を求めていきたいと考えております。

【被保険者代表】

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の喫煙対策の実施状況のところで特定保健指導委託機関の指導者へeラーニングの提供とあるが具体的にどのようなものか。

(事務局)

eラーニングとはインターネットを活用した禁煙支援のための指導者トレーニングプログラムで、禁煙の意思がない方等に対してステージに応じた禁煙指導をどのように実施していくかなどについて指導者がスキルアップするための学習内容となっております。

また、禁煙外来の紹介の仕方や禁煙外来における指導方法などのプログラムもあります。支部の指導者は全員受講済みとなりましたので、今回は特定保健指導委託機関の指導者にeラーニングができる環境を提供して受講していただいています。

【被保険者代表】

事業者健診データ取得率向上について、具体的にどのような項目のデータを取得しているのか。データ取得後の活用状況についても教えていただきたい。

(事務局)

事業者健診で取得している項目はメタボのリスク、血圧のリスク、血糖のリスクなど特定健診と同じデータ項目を取得しています。また、喫煙状況などを含めた問診票のデータも取得し全てデータ化してシステムに取り込んでいます。

データを取り込むことによって、その事業所のメタボリスク保有割合や同じ業態の中で上位にいるのか下位にいるのかなど事業所特有の健診結果の特徴を見ることができます。また、問診票のデータからは喫煙率、運動習慣の有無、朝食をとっていない方など事業所の生活習慣の課題をまとめたプレゼンシートを作成して事業所の方へ提供しているところです。

【事業主代表】

健康経営（コラボヘルスの推進）について、健康宣言事業所数が418社となり目標を上回っているが、実際、健康宣言後に実績として数字をあげていくために何をやるかという部分が大切になってくるかと思う。健康宣言をした後の事業者に対してどのようなフォローアップ方法を考えているのか。

(事務局)

フォローアップが大事であるという点をご指摘のとおりです。まずは、年に一度、健診・レセプトデータをもとに「事業所健康度診断書（事業所カルテ）」をお送りして、その事業所特有の健康課題を分

析・可視化して、事業所の方が職場の健康課題の解決等に向けて取り組んでいただけるようにフォローアップを行っています。また、四半期ごとに無料で健康情報誌「季節の健康」を配布させていただいています。

さらに、日本年金機構と共催で年に3回ほど色々な研修会を開催していますので、健康宣言事業所の担当者の方に無料でご出席していただいて職場における健康づくり等について勉強していただいたりしているところです。

報告事項3、4、5について、事務局より資料に基づき説明。

●全国健康保険協会の業績に関する評価結果について

【被保険者代表】

平成29年度の業績評価結果一覧表について、自己評価がSで最終評価がBとなっている項目は、評価の観点が違うということで理解すればよいのか。なぜこれほど差が出るのか理由があれば教えていただきたい。

(事務局)

業績の評価に当たっては、外部有識者のご意見を踏まえて評価をしていただいています。協会けんぽでS評価している項目は数字はもちろんそれまでのプロセスについても含めて自己評価している部分がありますが、やはり結果が出ていない部分については結果が優先されて低い評価がされているのではないかと思います。

【被保険者代表】

自己評価から最終評価の段階で落ちている項目が目立つので結構厳しい評価をされているのではないかと。この評価結果に基づいて新年度の取組内容や評価を改善していくという形で反映されていくものだと思うので、厳しい評価で大変だと思いますが上向きような取組みをお願いしたい。

【学識経験者】

業績評価の結果はCのように「計画を達成できていない」という評価が付くと深刻になってくるが、Bは「計画を概ね達成できている」という評価なので大丈夫かと思う。ただし、最初から低い計画を設定している場合はそれ自体がどうなのかという部分があるし、自己評価と最終評価の乖離が大きい項目は少し気になる。

以上

特記事項

- ・傍聴なし
- ・次回は7月に開催予定